

昭和二十二年九月二十二日第三種郵便物認可  
昭和六十二年二月十日發行（毎月一回十日發行）

# 中央 労働時報

第758号  
臨時増刊

監修 中央労働委員会事務局

第41回  
全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人 労委協会

### 第三議題

## 併存組合から共同交渉方式について斡旋申請があつた場合どのように対応すべきか

### (高知地労委提案)

〔説明〕複数組合から会社に対し連名で要求書を提出して、共同交渉を申し入れる事例が見られる。

これに対して会社は組織形態、賃金体系などの異なる組合との共同交渉には応じられないとして拒否し、組合から団交

応諾を求めて斡旋申請がなされた場合、のように対応すべきかについてご意見、並びにご経験をお伺いしたい。

二宮議長（北海道地労委会長）

本議題を提案された高知地労委から提案理由の御説明をお願いしたい。

### 提案理由説明

#### 公益委員（高知）下元敏晴

団交促進事項の調整につきましては一昨年二二月の旭ダム工業事件の最高裁判決とこの判決に対する地労委の対応についてみなさんはご意見、ご経験をお伺いしたいと考えまして提案させていただいた次第であります。まず、本県で昨年係属しました斡旋の事例

例を紹介させていただきます。株式会社高

南ハイヤーは車輌一五〇台、乗務員三一〇名を有する県内大手のタクシー会社であります。この会社は三つの会社が次々に合併して大きくなつたものであります。合併前にそれぞれの会社の営業所ごとに組合が

あり、会社が合併して営業所が一ヵ所に統合されてからも各組合はそのまま残り、会社には併せて一一の組合がございます。

会社の対応は大変だらうと思ひます。今回問題となりましたのは、この内の三つの組合でございます。組合員数は併せて一〇〇名であります。賃金体系は一つが固定給

制で、あとの二つはこれとは異なる形の固定給制をとり、その他の組合の大手と、非組合は出来高給制をとつております。

五九年度賃金、一時金交渉におきまして、会社は固定給制では生産性が低く、それが会社の赤字の原因になつてゐるとしまして、賃金体系を出来高給に統一すること

と、これを前提条件に一時金を支給することを各組合に提案しました。これに対して三組合は賃金体系の変更は労働時間の延長と、賃金の低下につながるので受けられないと、として拒否し、交渉は難航いたしました。

このため三組合は共闘することになり、「高南ハイヤーをよくする会」として活動を始めましたが、このよくする会というものは三組合が共同行動をとる際の名称で、一つの規約に基づく統一組織というわけのものではありません。

このよくする会は賃金体系については棚上げにしたままで一時金の問題を先に解決したいと考えまして、会社に一時金について交渉を申し入れましたが、会社は賃金と一時金は相関関係にあり、一時金のみを交渉項とする事はできない。賃金体系が異なる組合との統一交渉は混乱を招くのみであるとの理由でこれを拒否しました。三

組合はその後もよくする会の名前、また、

び幹旋することになりました。

連名で団交申入れをしましたが、会社はい

そこでは会社は三組合の賃金体系の統一

議題として採り上げられたところでござい

ることは統制力を欠き、統一団体の意思

すれも拒否して交渉に応じなかつたため三

ができれば集団交渉に応じるが、そうでな

私どもいたしましても、ただいま紹

組合から幹旋申請が出されたものであります。

ければ賃金体系別に交渉するか、または個

介しましたような調整事例を経験し、複数

幹旋における組合の主張の第一点は、会

合はこれを受けて一方の固定給制に統一す

本判決の事案は同一企業内の二つの組合

社は各組合に対し同一内容の賃金、一時金

が年末一時金に関する交渉を共同交渉方式

が年未一時金に関する交渉を共同交渉方式

回答をしているので共同交渉を拒否する理

が統一するという固定給制ではなくて、も

により行いたい旨申し入れ、会社がこれを

由はないということです。

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

第一点は会社は社内に一一組合があるの

られないという主張をしました。この同じ

で、交渉は一組合につき月一回が限度であ

ることにし、これを前提にして集団交渉に

るというのであるから、三組合が共同で交

応じるよう要求しましたが、会社は組合側

が統一するという固定給制ではなくて、も

渉することは組合だけでなく会社にも利益

が统一するという固定給制ではなくて、も

があるはずだというものがございまして、

固定給制ですが、二つの賃金体系では営業

収入に対する賃金の比率は、ほぼ同じなの

が统一するという固定給制ではなくて、も

これに対し会社は個別交渉には応じるが、

固定給制ですが、二つの賃金体系では営業

収入に対する賃金の比率は、ほぼ同じなの

が统一するという固定給制ではなくて、も

賃金体系の異なる組合との統一交渉は混乱

が统一するという固定給制ではなくて、も

あるはずだというものがございまして、

が统一するという固定給制ではなくて、も

を招くのみで応じられないと主張いたしま

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

した。

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

幹旋委員は二組合の賃金体系は異なりま

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

すが、一時金については例年全く同じ内容

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

で妥結していたこと。三組合の統一要求で

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

ございましたので交渉の余地はあるのでは

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

ないかと考え、交渉に応じるよう会社を説

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

得したのですが、会社は応じませんので幹

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

旋員はやむをえず交渉方式について各組合

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

の代表者一名と会社とで予備交渉を持つよ

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

う示唆して幹旋を打ち切りました。

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

その後、労使はこの示唆により予備交渉

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

を行つたのですが、話し合いが進展しませ

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

んでしたので組合から再度申請があり、再

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

ついて本年六月の全労委会長会議において

う一方の固定給制の一本化でなければ応じ

拒否して都労委へ救済の申立てをしまし

た。

その後、まもなく三組合は別の件で不当

労働行為救済申立てをしております。この

件につきましては現在和解が進められ、

近く和解が成立する見込みでござります。

この問題につきましては昨年一二月旭ダイヤ

モンド工業事件の最高裁判決があり、この

判決に関しましては不当労働行為の成否に

思が形成されていることが必要であると解

され、その観点から統制力を欠き、統一團

体意思の形成されていない単なる労働者の

思が形成されていることが必要であると解

同交渉の場合にも、どうも安易に適用されただ事例なのであるまいかという考え方も出て来おりました。実際的な面ではもともと統制力と統一的団体意思が形成されないと複数組合が併存するのではない組合が併存する必要もなくなるのではないか。このようなものがあるのであれば複数組合に統制力と統一的団体意思を要求することは共同交渉そのものの否定につながるのではないかということを考えられましたし、この判決の企業内の併存組合の場合、個別交渉が原則であるという点につきましても、団体交渉の方式の決定、選択は組合側のイニシャティブを重視すべきであつて、個別交渉が必ずしも原則とは言えないのでないかというような疑問を生じたわけであります。

従いまして、そういう見解でこの判決を考えてみると円滑な調整を阻害する要因と言いますか、そういうことになるおそらくもあるのではないかという懸念を持つたわけであります。

実はこの判決につきましては本年の四国ブロックの三者会議、公益委員会議におきましても議題にされまして議論が集中いたしましたが、その見解のほとんどが批判的なものでありまして、企業内の併存組合が判決の言うような統一意思や統制力を持つた連合体を作らなくても自主性を持ったま

経験と見解の交流

「……」他の不満が少しでも戻ることで、言ふた  
いのではないかというような疑問を生じた  
わけであります。

共同交渉方式をめぐる斡旋の申請がなされた場合にどのように斡旋を進めるべきかというものがここでの問題であります。私はこの問題を考える際に若干目配りをしておくべき事項と、それから、本件と少し離れましてやや一般的な形で、いわば共同交渉方式について斡旋を進める際に考慮すべき事項ということを考えてみたいと思います。

最初にやや迂遠の話ですけれども、論旨と  
といふものを明確にする必要があると思いま

公益委員（北海道）道幸哲也

会において調整に当たる場合にも影響が大きいのではないかと考えまして、みなさま方のご意見、ご経験をお伺いいたしました。それで提案させていただいた次第でござります。以上で提案理由の説明といたします。

### 二宮議長

それでは審議に入りたいと思います。議事の進め方としましてあらかじめ意見の発表を予定している三名の方々に、それぞれご経験とご見解の発表をお願いし、その後、これらの発表に対する質問その他、ご意見の交換をお願いしたいと思います。

### (北海道) 道 幸 哲 也

ます。まず第一に共同交渉方式と申しますても非常に多様な形態があると思われます。例えば、上部団体と下部の組合の共同交渉方式、それから、合同労組と企業内組合の共同交渉方式、さらに本県で問題になつたように企業内の複数組合の共同交渉方式と多様な形態がございます。それぞれの場合に各組合がその労働組合員に与える影響の程度が非常に相違しておりますし、さらにもう一つ大きな問題としては各組合共同交渉方式を要求している各組合相互間

その関係がいろいろなバリエーションがあると思われます。そういう意味では同じ共同交渉方式と申しましても、この形に応じた斡旋ということがまず必要とされます。

次に第二の問題としましては、斡旋は労使双方いすれどちらからでも斡旋の申請ができますけれども、通常は本提案のように組合から斡旋の申請がなされる場合が多いと思われます。

しかし、このような形の共同交渉方式につきましては使用者側からの斡旋の申請がなされる余地もないわけではないと思われます。つまり、企業内の統一的な労働条件の決定という点につきましてはむしろ組合よりも使用者にとつてのメリットが大きいという場合も少なくないからであります。実際にこれは斡旋という形では実現しませんでしたが、その種の相談を何回か受けたことがあります。

そういう、いわば使用者側からする斡旋の申請につきましては、これは共同交渉の前提としましては組合相互間で意思の一 致ということが不可欠ですから、それを斡旋の場で組合に要求すると、極めて難しいと思われます。

そういう意味では使用者側からの斡旋といふことがなされても実際は斡旋がうまく行くということは事実上ほとんど不可能でないかと思われます。そういう意味では

実際に斡旋が問題になるのはほとんど組合からの斡旋申請ということになると思われます。

次にもう一つ、これはやや余計な話なのですが、それでも、団交紛争をめぐる斡旋一般についてどういう問題があるかということもあらかじめ少し考えておきたいと思いま

す。  
まず、基本的な問題としましてはこの団交拒否につきまして斡旋で処理することの当否ということが問題になると思われます。この点につきましては労働法学者の間でこの種の事案をいわば和解的に処理するのではなくらんという議論がありますけれども、次のような理由によりまして団交紛

争について斡旋的な処理をするというメリットも少なくないと思われます。  
具体的に申しますと、第一は、いわばこれは当然のことですけれども、斡旋的な処理のほうが時間が非常に短いということで迅速な処理が可能であるということです。これは特に団交紛争については非常に大きなメリットになると思われます。

次に、これは、特に誠実交渉、つまり交渉のあり方が問題になつた事例におきましては、実質的な交渉がなされるということが必要ですから、この場合にはむしろ質的な話し合いが可能になる状況を作ると

と思われます。

それから三つの理由としましては団交ルールについての紛争、例えば、交渉時間とか交渉時間というような事項について紛

争がある場合には、むしろこれは判定的に判斷するよりも、実質的には、例えば、交渉人数を何人にするという形で斡旋的に処理したほうがより柔軟な処理が可能になる

ということです一般的に申しましても団交紛争を斡旋的に処理するということはかなりのメリットがあるというふうに考えられております。

もう一つの点については、ただ、斡旋の内容がいわば団交権を不當に侵害する内容

の場合は、これは当該斡旋案の効力、もしくは妥当性ということが問題になりますけ

れども、これは不当労働行為の和解一般に伴う問題でありまして、団交紛争についての斡旋だけの問題ではないということは言えません。

以上を踏まえまして本県で問題になつて

いる共同交渉方式に関する斡旋のあり方といふものを考えて行きたいと思います。そ

い方式だといふことが一般的には言えると

思います。しかし、その際、重要なのは共

の問題だけを独自の要求としてはいいと

あるとか、もしくは、組合は必ずしもそ

の問題だけを独自の要求としてはいいと

あるとか、もしくは、組合は必ずしもそ

の問題だけを独自の要求としてはいいと

あるとか、もしくは、組合は必ずしもそ

の問題だけを独自の要求としてはいいと

る際にどういう点に留意すべきかということ

を

思

い

ます。

それから三つの理由としましては団交

とをこれもやや一般的な形で述べてみたい

と思います。

第一は交渉方式をめぐり何か合意があることか交渉時間というような事項について紛

争がある場合には、むしろこれは判定的に

か、もしくはどのような慣行があるかとい

うことが第一に問題になると思います。特

に共同交渉方式というものがそれなりに慣

行化していますと、最もどの程度の継続性

をもつて慣行化したかというの

は大問題であります。

すけれどもそれなりに慣行化しています

と、今度はそのような慣行にもかかわらず、使用者交渉方式を拒否する理由は何か

ということがいわば斡旋の中心になると思

われます。

これは結局、将来的に統一した労働条件

を決定するという点では統一要求であると

いうことで、この場合にも一応、同一要求

とみなすべきだと思われます。

次にこれも本県で問題になりましたけれ

ども、多様な要求項目のうちで特定の事項

についてだけ共同組合間で共同体制ができ

たということで共同交渉方式を要求した場

合であります。この場合には当該事項をい

うことで、この場合にも一応、同一要求

とみなすべきだと思われます。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

という場合において要求案が同一であつて

いるか、もしくはどのような慣行があるかとい

うものが同一と言えるか。つまり、

要求案の統一性、要求案の内容が同じだと

いうことと、要求内容が同一であるという

のは性格が違う問題ですから、その点が争

うことなると思います。

まず、第一に本件で問題になつたように

各組合の労働条件自体が必ずしも同一でな

い。例えば、賃金体系が複数存在している

とをめぐる論点であります。次に要求内容だけでなく、妥結内容の同一性も必要であるかという問題が生ずるわけです。

この点、先程ご紹介になりました旭ダイヤモンド工業事件の東京地裁判決は、この点に関係しまして、共同交渉方式を要求するためには統一意思と統制力の確立が必要であるとはつきり明言しております。

この点につきましては通常は統一要求のレベルはともかく、統制力まで要求するというのは事実上不可能を強いるものですか。これは斡旋の進め方としては一応、統一要求ですから共同交渉にいつたん応じて、その後各組合相互でいわば本音のレベルで交渉が進むと、つまり、妥結のレベルで各組合相互の見解が違うということになりますと、そのレベルからは個別組合ごとに交渉をしたらしいと、するのは適当であるという形で斡旋を進めざるをえないのではないかと思われます。はつきり言えるのは少なくともいわば窓口の事件で共同交渉方式を拒否するという正当性は認められないと思われます。

ただ、どの時点で個別組合ごとの交渉に移行するかという問題は極めてデリケートでありますけれども、それはそれとして再度、斡旋にかかるということになる可能性があると思います。

第三にこの共同交渉方式については交渉担当者、もしくは交渉の委任という形で処

理することも不可能ではないと思われます。

つまり、例えば、A組合とB組合が併存している例を考えますと、基本的にはA組

タクシー、室蘭日交タクシー、釧路日交タクシー、いずれも同一資本傘下の会社であります。調整事項は統一交渉応諾といふことです。

事案としては、これは札幌と小樽と室蘭及び釧路の各日交タクシーの会社は独立し

おりましたけれども、これに対して全日

で斡旋を進めるということも可能だと思わ

れます。つまり、これは共同交渉方式につ

いては実質的には交渉担当者や、もしくは

交渉委任という形で斡旋を進めるというこ

とも可能と思われます。以上が共同交渉方

式をめぐる斡旋を進める際に考慮すべき一

般的な事項でございます。

最後に、北海道地労委におきましても類似の事案がありますのでそれも紹介させていただきます。

本件はいわゆる共同交渉の事案ではございません。これは同一資本傘下の四社に対しして各企業別組合の連合体がいわゆる統一

交渉を要求した事案です。

三年ですけれども、四五年から四八年までは統一交渉がなされていました。四八年以降は個別会社ごとの交渉であったということです。労連からの統一交渉要求に対しまして各社はそれを拒否するということで、結果、本件は斡旋の申請がなされたわけですね。斡旋申請した基本的な理由は労連が

いません。これは同一資本傘下の四社に対しして各企業別組合の連合体がいわゆる統一

交渉を要求した事案です。

ここで問題にした論点とはやや具体的な

論点が異なっております。その事案を説明

して行きますと、申請がなされたのは五三

年四月です。事件名は札幌日交タクシー事

件、申請人は全日交労組連合体でありまし

て、使用者側は札幌日交タクシー、小樽日

う主張をしましたけれども、その点につい

ては労連のほうは統一交渉は可能であるということで斡旋を申請したというわけです。結局、この斡旋は不調に終わりましたけれども、この際、各社が主張したこと

次のようなことです。

第一としましては四八年に交渉方式が変更されましたけれども、その四八年において組合側の一方的な統一交渉忌避によつて交渉方式が変更されたということです。その後、いわば個別会社ごとの交渉が継続されおりまして、実際もそれほど問題はないということが第一点です。第二点は、これが本県との関係で非常に重要な点です。これが本県との関係で非常に重要な点です。これは昭和五三年三月にこの連合会は各社に対しまして春闘要求書及び統一交渉申入書を提出したということから紛争が始まりました。

ただ、本県において事件が起きたのは五年後であります。結局、この二点が第一点です。

従つて、このような企業規模等に開きがある各社が同一テーブルで労働条件等を決めることは無理があると、従つて各社の置かれている現状を踏まえたうえで、いわば個別会社ごとの交渉をするほうが適切であ

りすぎるということです。

従つて、この二点が第一点です。

ある各社が同一テーブルで労働条件等を決めることが無理があると、従つて各社の置かれている現状を踏まえたうえで、いわば個別会社ごとの交渉をするほうが適切であ

りすぎるということです。

三番目の理由としましては、統一交渉は過去の実績から見ても時

間的ロスや経済的負担が多いということ

で、結局、本件につきましては斡旋で打切

りということで処理されております。

以上をもちまして事例の発表と見解の発表を終らせていただきます。

## 労働者委員（香川）加治美夫

香川地労委において本事案にかかる具体的な事例がございませんので事例をもとにした経験の発表というのはできないことをお許しをいただきたいと思います。

従いまして、私の個人的な見解なり意見を表明したいと思うのですけれども、先程、高知のほうから提案理由の際に述べられましたように、四国においては本年七月に三者会議なり、あるいは九月に公益委員会議なども行いまして、この中でも本事案に対する見解の交流等が行われておりますので、こういったことも一つの参考にさせていただきたことをお許しをいただきたいと思います。

そこで、まず第一に本議題に対する総括的な意見を述べるとすれば、労働委員会は併存組合からの団交応諾の斡旋申請が行われた場合に、やはり斡旋委員会を開催をして、私としては共同交渉を認めた斡旋応諾を会社側に対し求めるべきではないかと、このように感じる次第です。

併存組合からの団体交渉申し出を拒否するということについては団交の否定であつて、これを容認することはできないというような基本的な立場に立つわけです。そこで、なぜ併存組合からの共同交渉申入れが

正当であるかということにつきましては最高裁の事例がございましたが、旭ダイヤモンド工業事件に関する判例に対する問題とお話しをいたさないかとこのようのが非常に重要なことになつて参りますので、これに対する見解を含めて意見を申し述べたいと思うのです。

先程もお話をございましたように最高裁判決は複数組合併存の場合の団体交渉につきましては個別交渉が主体である。原則であるということ。さらに例外的に複数組合の中で統一意思、更には統制力、こういふたものが確認された場合にのみ可能であるとしています。

しかし、私はこの判決は憲法二八条に言う労働三権、更には労働組合法を始めとした労働関係法の本旨に悖るのではないか。労使関係を極めて狭義にしか判断をしなかつたものだというふうなことを考える次第です。従つて以下具体的に見解を述べたいと思います。

第三番目には原判決は個別交渉が原則であつて、例外的に統一意思や統制力を確立を要求していますけれども、このことを規制する具体的な法律というものはここに見当らないと思うのです。戦後四〇年間の今日までの労使交渉の在り方としては、もちろん個別交渉を主体としながらも数多くの交渉方式が持たれて来たと思うのです。この種の共同方式もありますれば、更に

おいても明白になり見解となつてていると思ふのです。その立場から考えますと労働組合の団交権というものは広義に解釈されべきでございまして、この種、併存組合かの共同交渉については当然使用者において受認されるべきものではないかとこのよう思つて思つところです。

第二番目に併存組合が個別交渉を行うか、また、統一的な事項につきまして共同交渉を行うかについては労働側の選択による権利の問題ではないかと思うところであります。判例にもございますが、団体交渉は団結力を背景に交渉力を強めるためのものであるわけでありますから、団交当事者としての適格性を有する併存組合が共同交渉を要求することは交渉方式の問題であるわけありますから当然この共同交渉だけにようつて使用者に対して特別の負担や混乱を与えることを目的としたものではない。そういうふうに解すべきではないかと思う次第です。

この判決によれば、併存組合がそれぞれの自律性を放棄をしなくてはならない。一個の交渉主体として統一意思や統制力を要求するということは突き詰めれば共同交渉方式というものは成り立たないというようになりますが、また、連合体と言いますが、そういう形で統一されることになつていると思います。

この判決によれば、併存組合がそれぞれの自律性を放棄をしなくてはならない。一つの交渉主体として統一意思や統制力を要求するということは突き詰めれば共同交渉方式というものは成り立たないといふふうに解すべきではないかと思う次第です。

第三番目には原判決は個別交渉が原則であつて、例外的に統一意思や統制力を確立を要求していますけれども、このことを規制する具体的な法律というものはここに見当らないと思うのです。戦後四〇年間の今日までの労使交渉の在り方としては、もちろん個別交渉を主体としながらも数多くの交渉方式が持たれて来たと思うのです。この種の共同方式もありますれば、更に

は集団交渉なり、対角線交渉なり、委任行為に基づく交渉なり、多くの交渉形態が存在をし、正常な労使関係の確立のために努力をして來ている。こういう事実を明確に判断をすべきではないかと思うのです。

先程も提案理由の中でも少し触れられておりましたけれども、併存組合はもともと

それぞれの考え方の相違によって存在しているものでありますから、統一意思や統制力が始めから可能であれば当然一つの組合になるか。また、連合体と言いますが、そこの組合が一つの労使関係を構成するといふふうに解すべきではないかと思う次第です。

さらに第四番目には併存組合の共同交渉を認めたとしても使用者にとって何が不利になるかどうかということであります。

逆に共同交渉によつて同一事項を同時に画一的に決めることができればメリットが考えられるわけありますから不利益にはならないと思います。



これに對して原判決は統一意思や統制力が確立されていない場合には交渉の早期、かつ円滑な進行、または交渉成果の保障がないということを上げておりますけれども、併存組合が共同交渉をしようといふことを決定する場合にはそれぞれ組合で相談をすると思ひますから、その中では当然団体交渉や、できるかぎりの交渉成果を期待し合うことは当然ではないかと思うのであります。そのかぎりにおいては統一意思は存在していると認めるべきではないかと思うのです。それ以上の要求を求めるることは必要ではないのではないか、このように思ひます。

また、仮に共同交渉の過程においてそれを阻害する問題が発生をした場合には、その段階で当然使用者側としてそれらの具体的な理由を明らかにして共同交渉を拒否して個別交渉に移すことも可能であるわけでありますから、そういうふうにして行くべきではないか、このように思ひます。

以上、私は最高裁判例に対する見解と言いますか、異論を申し述べたわけでありますけれども、そうだとても、この判決は出されておりまし、存在をしているわけでありますから、今後、労働委員会として斡旋の場において共同交渉をどうするかという問題になつて来るわけでありますから、その場合であつたとしても私は共同交

涉を進めることは可能である。このようにが確立されない場合には交渉の早期、かつ円滑な進行、または交渉成果の保障がないことを上げておりますから、労使関係を確立するわけでありますから、労使紛争を解決するといふ責任と任務を持ち合わせているわけでありますから裁判所との機能は違うわけであります。少なくとも労使関係というものは生きた労使関係が存在をしていて、早急な労使紛争の解決というものが求められているわけでありますから、その責任と本来の任務からして、その期待に応えるためには当然、共同交渉を現段階としても進めることがあります。なんら問題は生じないのでないか。このように考える次第でござります。

更に、本事案は団交方式を見れば斡旋事件という性格を持つてゐるわけでありますから、審査事件と違いまして本斡旋の場における対応は臨機に行うべきではないか、このように思ひます。特に団交応諾事件などは極めて簡明に迅速に判断をする。この紹介をしておきたいと思います。

この事例は昭和四六年の調整事件の第一号でありますから第三号の宮城交通争議職権斡旋事件でございます。本件の当事者は労働組合側がいて相談があればそれについて相談に乗ります。そして、具体的にその要求内容などについて相談があげられると、そこで問題を絞つて交渉をした結果、職場交渉制度の確立等一部を除く労働協約の締結等についての合意を見るに至りました。したがって、労働委員会は裁判所と違つて、その他の項目についての主張の差は依然として大きく、組合は早期解決を図るために翌年四六年二月二十四日に二四時間ストを実施いたしました。

としての交渉形態としては可能な共同交渉として労使ができるだけ説得をしながら対応するということが大事ではないかと、

こういうふうな立場であるということを申します。し上げて見解の表明に代えたいと思いま

たる。そして円満な労使関係を確立するわけでありますから、労使紛争を解決するといふ責任と任務を持ち合わせているわけでありますから裁判所との機能は違うわけであります。少なくとも労使関係というものは生きた労使関係が存在をしていて、早急な労使紛争の解決というものが求められているわけでありますから、その責任と本来の任務からして、その期待に応えるためには当然、共同交渉を現段階としても進めることがあります。なんら問題は生じないのでないか。このように考える次第でござります。

企業内の併存組合につきまして労働委員会が関与いたしますものは、通常、両組合が同一の問題につき共同歩調をとつて企業に対しても共同交渉を申し入れるという事例は非常に少ない事例ではないかというふうに思ひます。ましてや、その交渉方式が労働委員会の調整事件になるということは極めて特殊ではないかというふうに思つておられます。

私の所属しております宮城地労委ではこの種の事例を取り扱った記憶はございません。しかし、やや特殊ではございますが、このように思ひます。特に団交応諾事件などは極めて簡明に迅速に判断をする。この紹介をしておきたいと思います。

組合は三社の高いところを要求し、会社は三者の中間を主張して交渉が進展しませんで問題を絞つて交渉をした結果、職場交渉制度の確立等一部を除く労働協約の締結等についての合意を見るに至りました。しかし、その他の項目についての主張の差は依然として大きく、組合は早期解決を図るために翌年四六年二月二十四日に二四時間ストを実施いたしました。

更に二七日、二八日の両日八時間ストを実施することといたしました。この四八時

間ストにつきましては県民生活に大きな影響があるために宮城地労委員長は労働委員会規則六二一条の一によりまして実情調査を行うこととして直ちに実情調査を開始いたしました。

その後、自主交渉に全力を尽すようにと、いう組合側の報告がありました。その自主交渉による早期解決は望めない状態になりましたして、このままでは翌二七日から二八日の四八時間ストは避けられないと判断をしました。

分に実情調査員を斡旋員に指名替えしまして、職権斡旋に入ることとして労使代表に通知し、斡旋に入りました。

内容に関しましては会社側は組合の主張を全面的に受け入れることになれば合併によるメリットがなくなるということ。また、組合は三社の最高の線で労働条件を統一しなければ労働条件の低下になると鋭く対立いたしまして、労使の歩み寄りの気配を見せないまま二七日を迎えるに突入いたしました。

しかし、地労委の斡旋はスト突入後も精力的に行われまして、最終的に二八日の午前四時四五分に斡旋案を提示いたしました。またかかりました時間は各委員は徹夜をして詰めて交渉した結果でござりますが、労使はこれを即時受諾をし、本件争議

は解決し二八日の全面ストは回避されました。

以上のように宮城地労委におきましては、職権斡旋とは言いましても、共同交渉による争議調整を行つた事例があるのではございませんが、本件では既に三社二組合による集団交渉の実績があるばかりではなくて、三組合とも同じ上部団体に加盟しておりますので、会社合併後三組合も合併して一つの労働組合となっておりますので本件は議題が予期するものから見て非常に特殊な例ではないかと思われます。

それで、本議題に関連しまして想起されることは、何度も出ております昨年一二月一三日に最高裁判決が出された旭ダイヤモンド工業事件でございます。この事件は調整事件ではなく、不当労働行為事件であります。この事件は調査事件ではございますが、この判決の趣旨は本議題を検討す

るに当つて非常に参考になるのではないかというふうに思います。

この内容に関しましては三人の方のお話がございましたので要点だけを私の考え方をまとめてみますと、本件の東京地裁の判断

基準は、即ち、第一に共同交渉を申し入れた組合側に統制力と統一意思が確立してい

るかどうか。第二に共同交渉を行う旨の労働協約が締結されているかどうか。第三に

共同交渉に関する労働慣行が確立しているかどうか。そして第四に使用者側が共同交

いて共同交渉を認めるかどうかの判断をなすべきであると考えております。

はお、これもケースは異なりますけれども昨年の三月二八日の兵庫地労委の日東運輸事件の命令は統一手段交渉方式による団

かしながら、逆に共同交渉を行うべき

基盤がないと判断された場合は斡旋員は直

接に斡旋を打ち切るべきだらうと思いま

す。もちろん当事者が交渉を行う意思を示

したときは別でござりますけれども、あく

までも当事者が共同交渉を拒否する意向を示した場合は決して共同交渉を行う方向で

の斡旋を行つべきではないと思ひます。

いずれにしましても、使用者側に対し

て斡旋を強制することは一

定の場面に限られていることを念頭におきまして斡旋を進めることができる場合と、

そうでない場合を厳格に区分して対処する

ことが必要であると思ひます。

先に述べました宮城地労委の斡旋事例は

特にいま述べたような検討を行つており

く、紛争内容についての斡旋に入つており

ますのでござりますが、これは交渉方式に

ついては既に労使が了解している特殊な例でござります。

また、共同交渉方式に関する斡旋がこの

よう円滑に進む例は少ないということを

再度申し上げまして、私の報告を終らせて

いただきます。